

下水道 Q&A

Q1 なぜ受益者負担金は土地に賦課されるのですか？

A1 下水道が整備されることによって、生活環境が改善され、これまで所有していた土地がはるかに便利に利用できるという利点があります。つまり土地の「利用価値」が高くなると考えられます。

したがって、受益の程度は、土地の面積によって評価できますし、家屋と違って建て替え等による面積の変動がなく、いかなる事態にも永久不変のものであり、将来にわたって利益を受けることができる、などの点から考えても一番妥当性が高いため、土地の面積を基準にして受益者負担金を賦課させていただいております。

なお、受益者負担金は、毎年賦課されるものではなく、一度限りのものです。

Q2 市街化区域内はどんな土地（田、畑など）でも宅地と同様に受益者負担金を賦課するのですか？

市街化区域においては、農地であっても、下水道が整備されることにより、土地の利用価値が増加する点では宅地と同様であります。

このため、現在は農地であっても、将来の宅地化の可能性をもった土地として、受益者負担金の対象とさせていただいております。

Q3 受益者負担金を5年間で分割納付している間に受益者が変わったときはどうなりますか？

売買・相続等の事由により所有者が変わった場合は、速やかに受益者変更届を市に届け出てください。

届出以降の受益者負担金については、新たに受益者となった方が負担することになります。

なお、届出がない場合は、引き続き、従前の所有者（受益者）に受益者負担金の納付をしていただきます。

Q4 土地を何人かで共有している場合は誰が受益者になるのですか？

A4 共有している方全員が受益者として、連帯して納付する義務を負います。事務の都合により、その中から代表者を選んでいただき申告のうえ、代表して納付していただくことになります。

Q5 受益者申告書を提出しないときは、どうなりますか？

A5 土地登記簿に記載されている所有者を受益者として認定します。

Q6 いつまでに接続しなければいけないのですか？

A6 下水道の工事が完了した区域については、市が公示し、対象者にお知らせします。くみ取り便所を設置されている方は、この供用開始から3年以内に水洗化することが義務付けられています。

また、浄化槽を設置されている方は、速やかに下水道へ接続していただきますようお願いいたします。

Q7 水洗便所の改造工事や宅地内の排水設備工事は、市でやってくれるのですか？

A7

水洗便所の改造や宅地内の排水設備工事は、津島市下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）に依頼してください。工事費に関しましては、個人負担となっておりますのでご了承ください。

Q8 なぜ、接続工事は指定工事店以外では行えないのですか？

A8

指定工事店以外ですと、適切な排水設備工事が行われないなどトラブルの心配があります。指定工事店は、専属の排水設備工事責任技術者をおき、工事の設計、施工及び管理を行い、適正な排水設備工事ができるものとして市が認めているものです。

そのため、排水設備工事は、必ず指定工事店で行っていただきますようお願いいたします。

Q9 接続工事には、どのくらいの費用がかかりますか？

A9

敷地や建物の大きさ、水廻りの位置等により、排水管の長さやますの個数が変わるため、一概に費用がこれくらいかかるということは申し上げられません。指定工事店で見積りを依頼していただきますようお願いいたします。

Q10 受益者負担金は、所得税の必要経費となりますか？

A10

不動産所得、事業所得、山林所得及び雑所得については、必要経費として認められます。この場合は、事業等に利用している部分の土地に係る負担金についてのみ必要経費となり、繰延資産として6年間で償却することになります。ただし、負担金が20万円以下の場合については、全額を納付義務の確定した年の必要経費として計上することもできます。

なお、法人税の場合にも所得税と同様の取扱いとなりますが、詳しいことは所轄の税務署にお尋ねください。

Q11 排水設備工事費は、所得税の必要経費となりますか？

A11

不動産所得及び事業所得については、必要経費として認められます。この場合は、事業等に利用している部分の建物に係る排水設備工事費についてのみ必要経費となり、減価償却資産として15年間で償却することになります。

なお、法人税の場合にも所得税と同様の取扱いとなりますが、詳しいことは所轄の税務署にお尋ねください。